

桂川町長 井 上 利 一 様

桂川町監査委員 稲 岡 良 平

桂川町監査委員 杉 村 明 彦

10月例月出納検査結果について（報告）

地方自治法第235条の2第1項及び桂川町監査基準第2条第1項第5号の規定により、例月出納検査を実施したので、同法第235条の2第3項及び同基準第14条第3項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 検査の対象 会計管理者所管分
- 2 提出書類 令和8年9月分
- 3 検査の期間 令和8年10月20日・21日・22日
- 4 監査の場所 桂川町監査室
- 5 検査の概要
 - (1) 会計管理者保管の歳入・歳出伝票及び関係書類を照合しました。
 - (2) 各金融機関の発行した残高証明書、預金明細書、基金台帳、収入・支出月計表及び収支計算書等により現金保管の状況を確認しました。
 - (3) 関係職員から収納状況等を聴取しました。
- 6 評価項目 現金の出納事務が適正に行われているか。
- 7 検査の結果

歳計現金、歳計外現金及び基金預金残高について、相違ないことを認めましたが、別紙のとおり一部不適切な事務処理がありました。

なお、指摘事項については、11月20日（金）までに文書で回答してください。

一般会計 令和8年10月 例月出納検査における指摘事項

1. 概要

令和8年9月分の一般会計例月出納検査において、支出命令書及び支出事実を確認したところ、次のとおり二重に支出が行われていた事実が判明した。

2. 主管課

総務課

3. 支出内容

8月分 職員研修旅費

4. 日付及び支出金額

起票日：令和8年8月13日

支出日：令和8年9月15日 2, 668円（宿泊なし）

起票日：令和8年8月26日

支出日：令和8年9月15日 3, 734円（宿泊あり）

5. 発生原因

宿泊ありの出張命令・依頼書を提出の後、宿泊なしの出張命令・依頼書を提出し直した時に、当初（宿泊あり）の出張命令・依頼書の現物は破棄されたがシステム上はデータが削除されずに残っていた。データ確認のみで支出命令書が作成されたことは作成段階における確認が不十分であり、仮にデータが残っていたとしても、データと現物の突合を行うべきであったと考えられる。

6. 意見

公金の適正な管理を図るうえで、同一内容による二重支出は重大な誤りである。今回は職員間のみで発生した二重支出であり、本来は防げた内容である。対策として、出張命令・依頼書の破棄のみならずデータも同時に削除する等、一つ一つの事務作業を後回しにしない対応が必要である。